



厚生労働省山梨労働局発表

令和8年4月1日

【照会先】

山梨労働局 職業安定部 職業安定課

課長 長田 光市

地方職業指導官 丸茂 君江

(電話) 055-225-2857

令和9年3月新規高等学校卒業者の 就職に係る「申し合わせ」を確認

～令和8年度山梨県高等学校就職問題検討会議の開催結果～

令和8年3月6日、標記会議において令和9年3月新規高等学校卒業者に係る「一人一社制」を含む応募・推薦等の取り扱いについて検討し、結果裏面のとおり申し合わせをしました。

当「申し合わせ」は、県内企業・学校・行政に広く周知し、その取り扱いの徹底を図ることとしております。

なお、標記会議は、新規高等学校卒業者の就職機会を確保するとともに、地域の状況等を踏まえた就職支援・職業紹介が円滑に推進されるよう、関係する11組織が連携体制を確立し、必要な事項の連絡・検討・協議等を行うことを目的として、山梨労働局及び山梨県教育委員会が共同で開催しています。

2027年（令和9年）3月新規高等学校卒業者に係る就職について （申し合わせ）

山梨労働局、公共職業安定所、山梨県、山梨県教育委員会、山梨県高等学校長協会、山梨県高等学校教育研究会進路指導部会、山梨県経営者協会、山梨県商工会議所連合会、山梨県中小企業団体中央会、山梨県商工会連合会で構成する山梨県高等学校就職問題検討会議において、令和9年3月新規高等学校卒業者の正常な学校教育の維持及び適正な職業紹介の円滑な推進を図るため、次の事項について申し合わせが確認されました。

〈申し合わせ事項〉

1 応募・推薦等について

- (1) 令和9年3月新規高等学校卒業者の応募・推薦について、令和8年10月14日までは一人の生徒に同時並行して複数の応募・推薦を不可としますが、**令和8年10月15日以降は複数の応募・推薦を可能**とします。
- (2) 事業主の方には、令和8年10月15日以降においても採用選考機会の拡大をお願いします。また、求人が充足・取消となった場合においては、速やかに学校及びハローワークへ連絡をお願いします。
- (3) 複数応募・推薦に伴い、複数の企業から内定を得た場合に生じる生徒側からの採用辞退に対して、企業側の理解をお願いします。

2 求人指定校制について

企業側が学校を指定して求人募集を行うことは、均等な就職機会の確保の観点からは望ましいものではありませんが、その職種や仕事内容から学校・学科の指定等に一定の合理性が認められる場合があることを考慮し、事業主の方々にはできる限り求人の共有化をお願いします。

3 高校求人確保について

応募・推薦については上記1に示したとおりですが、当該申し合わせを履行する上で、求人確保は必要不可欠であります。このため、企業・学校・行政においては、新規高等学校卒業者の求人確保に最大限努力するようお願いします。

4 応募に係る採否通知について

応募に対する採否の通知については、可能な限り速やかに応募者（学校を含む）に通知されるよう、最大限協力をお願いします。

5 応募前職場見学について

募集する求人の職種やその仕事内容を生徒が理解しやすくなるよう、企業は職場見学が可能となるよう配慮をお願いします。

生徒が自身の適性を探求し、応募に向けての意思を醸成するため、可能な限り応募前職場見学を活用し、企業・学校ともこれに最大限協力をお願いします。

6 採用選考について

オンラインの活用による採用選考活動の実施に際しては、生徒や学校等に過度な負担が生じないよう個々の事情に配慮いただき、学校と事前調整をした上で最大限柔軟な対応をお願いします。

また、学校との調整に際しては、学校ごとに通信環境や会場確保、教員の対応が難しい場合もあることにご留意いただき、オンライン対応の可否を選考の基準とする等、不利益な取扱いを行わないようお願いします。